

安全・安心まちづくり委員会	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり	平成30年8月30日
配布資料	各種防犯指針の改定について	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課

### 1 防犯指針の概要

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（以下「防犯指針」という。）は、学校、道路、住宅、深夜商業施設等における犯罪を防止するために配慮すべき事項や必要な方策について示したもので、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための指針として、平成19年3月に策定した。

策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化していることから、平成28年度に策定した「安全・安心まちづくり基本計画（第3期）」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、本年1月に改定したものの。

### 2 主な改定内容

- (1) 新たに2つの指針を追加（「大規模小売店舗等」「社会福祉施設等」）
- (2) ガイドラインを踏まえ、防犯カメラに関する記載を追加・修正
- (3) 各指針ごとの具体的な確認項目をまとめた「チェック票」を作成

### 3 方向性

犯罪が起きやすい環境（状況）に着目し、県民及び事業者等の自主的な活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくりを推進し、公共空間全体の防犯性能を高めることを目的とする。

### 4 基本的な考え方

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に犯罪企図者が「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進する。

#### <基本的な5つの考え方>

- 照度・見通しの確保
- 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- 地域住民等の連携の強化
- 防犯設備の効果的な活用

### 5 防犯指針の6つの指針

- (1) 児童等の安全の確保のための指針
- (2) 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- (3) 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- (4) 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- (5) 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針【新規追加】
- (6) 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針【新規追加】

## 6 防犯指針の具体的な活用方法

- (1) 「チェック票」による危険箇所の確認（ステップ1）  
防犯指針の末尾に添付されている「チェック票」を活用して、危険箇所をチェックする。
- (2) 防犯指針該当箇所の確認（ステップ2）  
「チェック票」で充分ではない項目について、「チェック票」の確認項目欄に記載されているページを確認し、防犯対策を講じる。
- (3) 定期的な確認及び防犯訓練等の実施（ステップ3）  
定期的に「チェック票」を活用した安全対策が維持されているか確認するとともに、実際に防犯訓練を実施するなど、防犯力を高める。

## 7 防犯指針の周知に向けた取組

- (1) 関係団体等への防犯指針（冊子及びリーフレット）の周知  
宮城県防犯協会連合会、市町村、警察、学校、教育委員会、マンション管理士会、コンビニエンスストア、社会福祉協議会等に送付。
- (2) 社会福祉施設向け不審者対応訓練における防犯指針の周知  
H30.1.22に福祉型障害児入所施設である宮城県啓佑学園において、県内の社会福祉施設等の職員らを対象とする不審者対応訓練を実施し、併せて「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」について説明。  
※今年度は高齢者福祉施設及び児童福祉施設において同様の訓練を実施予定
- (3) H30年度圏域別安全教育総合推進ネットワーク会議における防犯指針の周知  
県内5圏域で開催された子どもの安全教育推進を目的とした会議において、学校関係者等に「児童等の安全の確保のための指針」について説明。
- (4) 地域安全教室における防犯指針の周知  
県内各地で安全・安心まちづくり活動を行っている団体が主催する講習会等である「地域安全教室」に当課職員を講師として派遣し、「防犯指針」及び犯罪機会論に基づく効果的なパトロール（犯罪企図者が「入りやすく」「見えにくい」場所が危険な場所であることから、同所を重点的にパトロールする等）について説明。
- (5) 安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムにおける防犯指針の周知  
H30.9.5に石巻市河北総合センター（ビッグバン）において、沿岸地域の自治体（石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町）で防犯活動を行っている地域住民・学校・事業者等を対象とし、各団体の連携・協働の促進を目的とした交流会を実施予定。  
交流会の中で、参会者に対して「防犯指針」に関する説明を実施予定。  
※同様の交流会を本年11月にも県南地域で実施する予定
- (6) 大規模小売店舗等に対する防犯指針の普及及び安全対策の助言  
関係団体等と連携し、大規模小売店舗等に対して、「防犯指針」の普及を図るとともに、「防犯指針」のチェック票を活用した安全対策に関する助言を実施予定。  
※今年度は2店舗実施予定